

平成25年11月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油ストーブ(密閉式)1件、迅速継手(都市ガス用)1件、
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
(うち踏み台1件、電気カーペット1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち郵便ポスト1件、ヘアアイロン1件、電気洗濯乾燥機1件、
電気除湿機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号A201200014を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課
(製品事故情報担当) 担 当 : 大木、長井、清重
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300548	平成25年11月5日	平成25年11月18日	石油ストーブ(密閉式)	FF-V45M	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品の整備状況を含め、現在、原因を調査中。	青森県	
A201300553	平成25年11月9日	平成25年11月19日	迅速継手(都市ガス用)	G3-07SR	日東工器株式会社	火災	ガスこんろを点火したところ、他のガス機器に接続していた当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の接続状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	11月11日に経済産業省商務流通保安グループにて公表済 11月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300554	平成25年11月11日	平成25年11月20日	石油ストーブ(開放式)	RS-L21	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	鹿児島県	11月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200014	平成23年10月2日	平成24年4月5日	踏み台	JL-D-190	株式会社パル(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品から転落し、負傷した。 調査の結果、当該製品の本体表示に、体が不安定な状態で製品を使用することについての注意表示がなかったため、使用者が棚を拭くために当該製品の天板の上で背伸びをした際にバランスを崩して当該製品が倒れて事故に至ったものと推定され、倒れた当該製品に使用者の体の一部が当たり、天板と脚部が分離したものと考えられる。	神奈川県	平成24年4月10日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201300551	平成25年10月31日	平成25年11月19日	電気カーペット	DC-3G2	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201300547	平成25年10月18日	平成25年11月18日	郵便ポスト	重傷1名	当該製品の中敷を外そうと引っ張ったところ、外れた反動で当該製品上部に右手が当たり、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、11月14日
A201300549	平成25年10月21日	平成25年11月18日	ヘアアイロン	火災	当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	秋田県	事業者が事故を認識したのは、10月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201300550	平成25年11月13日	平成25年11月19日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品内部(ドラム内)の洗濯物を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201300552	平成25年11月2日	平成25年11月19日	電気除湿機	火災	工場乾燥室で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品のフィルター部が改造されていた状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

踏み台（管理番号：A201200014）



電気カーペット（管理番号：A201300551）

